

地域づくり総合交付金(ソフト系事業分)標準的交付対象経費

1 標準的な交付対象経費として、次の経費を除いたものが対象になるとお考えください。

(1) 賃金(事務補助に係るもの)及び職員人件費 (3) 事務的な消耗品、役務費、使用料及び賃借料等 (5) 備品購入費 [専ら当該ソフト事業に使用される備品(高額備品は除く。)で、事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合(当該事業の交付対象経費の5分の1を限度とする。)を除く。] (6) 用地取得費 (7) 工事請負費 [事業に直接要する経費で、最低限必要と認められる場合並びに市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業のうち、当該ソフト事業の実施に伴って必要となる既存施設の改装経費等で、単なる維持補修を目的とするものではないと認める定めがある場合を除く。]	(2) 事前事務打ち合わせに係る旅費 (4) 食糧費 (8) 上記のほか、交付対象事業と関連性・必要性が乏しいと判断される経費(物販に係る仕入経費(材料費)等を含む)
--	---

2 標準的な支出科目と交付対象経費、交付対象外経費の例示

支出科目	交付事業に要する経費	
	交付対象経費(事業目的の遂行上必要な経費に限る)	交付対象外経費
賃 金	イベント等での警備に係る賃金	事務補助(処理)に係る賃金
報 償 費	講演会・研究会等の講師への謝礼金、演奏会・アトラクション等の出演料、演技・演奏等の指導料	贈呈品(賞金、賞品、花束)、謝礼品(金券(図書券・商品券等含む)、菓子)、イベント等での来場者プレゼント(景品)、交付対象事業者の構成員に対する謝金
旅 費	イベント等での講師・出演者・指導者及び調査研究事業に係る研究員の交通費・宿泊料(食事代は除く)	事務打合せに要する旅費、職員・会員等の研修に要する旅費、日当
需 用 費		
食 糧 費 (食 材 費)	特産品のPR等のためイベント等で無償提供される試食等に係る食材費	懇親会経費、会議等での茶菓・弁当代、イベント等で有償提供する飲食経費(食材費)
消 耗 品 費	事業遂行上必要な消耗品・材料費、試験研究材料、試薬、教材代	事務用文具(コピー用紙、印鑑・ゴム印)代、収入印紙・証紙、名刺、合鍵代等
燃 料 費	事業遂行上必要なレンタカーの燃料費	施設維持管理用燃料費
印 刷 製 本 費	ポスター・パンフレット・チラシ等の印刷代、記録用写真の現像料	交付対象事業以外の事業内容が併せて掲載されているポスター・パンフレット・チラシ等の印刷代
光 熱 水 費	事業遂行上必要な光熱水費	施設維持管理用経費(電気・水道・ガス料)
修 繕 費		施設・機械器具等の修繕費
役 務 費		
通 信 運 搬 費	事業遂行上必要な通信運搬費(物資等の運送料等)	事務用送料(郵便・切手)、電信料(電報・電話)、運搬費(運賃、バス等回数券)
広 告 料	広告宣伝費(新聞・雑誌等の掲載経費)	左記以外
手 数 料	事業遂行上必要な衣装等のクリーニング代、試験検査手数料 交付対象経費に係る振込手数料	施設維持管理用経費(清掃・クリーニング、保守点検料等)、 交付対象外経費に係る振込手数料
筆 耕 翻 訳 料	事業遂行上必要な筆耕・翻訳料	左記以外
保 険 料	事業遂行上必要な傷害・損害賠償保険料	左記以外
委 託 料	調査・試験研究費、看板等制作費、警備・交通整理費、記録用録音・映像等製作費	計画策定費(ただし、複数の市町村が共同で実施する事業を除く。)
使 用 料 及 び 借 借 料	イベント会場等借上費、音響機材等借上費、バス・トラック等借上費、著作権使用料、 事業遂行上必要な施設入場料	コピー機使用料、事務打合せ用会場・乗用車借上費、施設維持管理用機械器具及び不動産借上費、 下水道使用料、駐車場使用料、高速道路使用料
工 事 請 負 費	事業に直接要する必要最低限の経費並びに市町村等が実施する事業のうち、ソフト事業の実施に伴って必要となる既存施設の改装経費に要する経費	左記以外
不 動 産 購 入 費		全ての不動産購入費
備 品 購 入 費	事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められ、かつ、処分制限期間適切に管理できる備品(ただし、当該事業の交付対象経費の5分の1を限度)	左記以外
そ の 他	上記経費のほか、事業目的を遂行する上で特に必要と認められる経費(個別に判断)	上記経費のほか、事業との関連性・必要性が乏しいと判断される経費(個別に判断)